

「ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱」の手続きについて.....

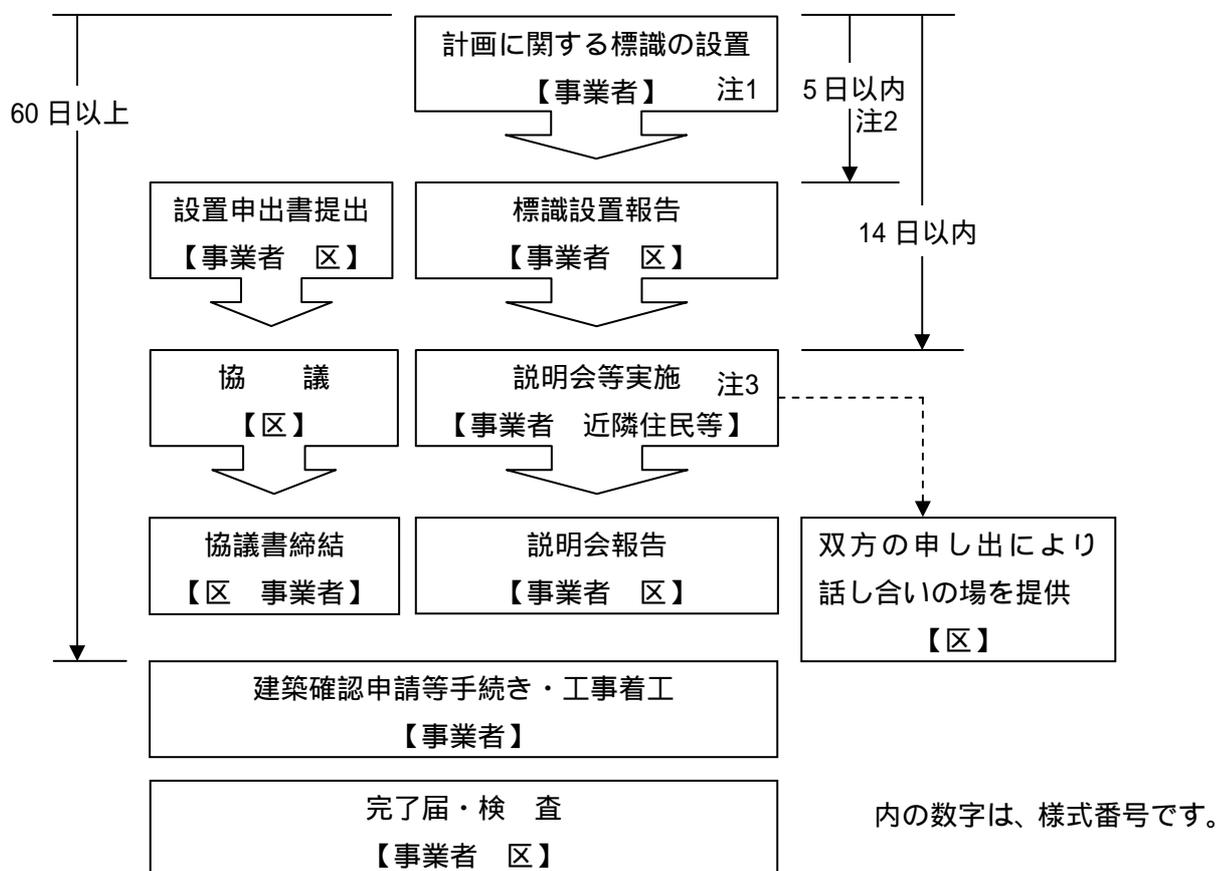
(平成 18 年 10 月 1 日施行)

1 目 的 都市環境への配慮及び公衆衛生保全の見地から、ペット火葬場等の設置及び維持管理が適正に行なわれるために必要な事項を定め、周辺住民の良好な生活環境を確保する。

2 対象施設

- (1) ペットの死骸を火葬する施設（火葬施設） 焼却炉を搭載した車両を含む。
- (2) ペットの焼骨を埋葬する施設（埋葬施設）
- (3) ペットの焼骨を納骨する施設（納骨施設）

3 手続きの流れ



焼却炉の搭載車両によって火葬を行う場合、移動先の近隣住民に対し事前周知を行い、要望等があれば誠意をもって対応する。

注1) 標識は、接道面につき各 1 枚設置し、工事完了まで設置してください。

注2) 土・日・祝祭日を含みます。ただし、5 日目が閉庁日となる場合は、翌開庁日でも可です。報告書の提出が遅延した場合、提出日からさかのぼって 5 日前に設置したものとして取り扱います。

注3) 標識を設置した日を含めて 14 日以内にすべての近隣住民等に対して説明を始めてください。説明方法は、説明会又は戸別説明等のどちらでも構いませんが、住民から説明会開催の要望（まとまって話を聞きたい等）がある場合は、説明会を開催してください。説明するときは、資料等を配布してください。欠席・不在の場合は、日時を変えて、3 回以上訪問してください。（これによっても説明できなかったときは、説明資料等を投函してください。）近隣住民に対する説明開始が遅れた場合、標識設置期間を延長することがあります。

4 説明すべき範囲

- (1) ペット火葬場等から 25m の範囲内に居住する者及び土地・建築物の所有者
- (2) ペット火葬場等から 50m の範囲内に居住する者及び土地・建築物の所有者のうち、説明を要望する者

5 主な指導内容

施設設置計画の説明

上記「説明すべき範囲の住民」に対し、説明会等の方法によりペット火葬場等の設置に関する説明をし、理解を得るよう努めること。

整備基準の遵守

) 共通事項について

- (1) 管理棟などの建築物に設ける開口部、換気設備の排気口などは、隣地に対して臭気その他衛生上支障を及ぼさない位置に設けること。
- (2) 次の関係法令等に適合していること。

都市計画法 建築基準法

江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例

) 火葬施設について

(1) 焼却炉の設置場所等

建築物内に設置すること。

事業敷地境界からおおむね 10m 離して設置すること。(排気口を含む)

但し、当該敷地境界に接する土地所有者、当該土地にある建築物の所有者及び居住者の同意を確認できるものがある場合は、この限りではない。

外部から容易に火葬等の作業を見通せない高さの樹木等を設けること。

(2) 焼却炉の構造等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)に規定する基準に適合すること。

臭気対策としての二次燃焼室を設けること。

集じん装置を設けること。

排ガス測定のための採取口を設けること。

(3) 関連法令等の遵守

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)

悪臭防止法

(4) 施設の管理等

火葬施設内の臭気について脱臭対策を講じること。

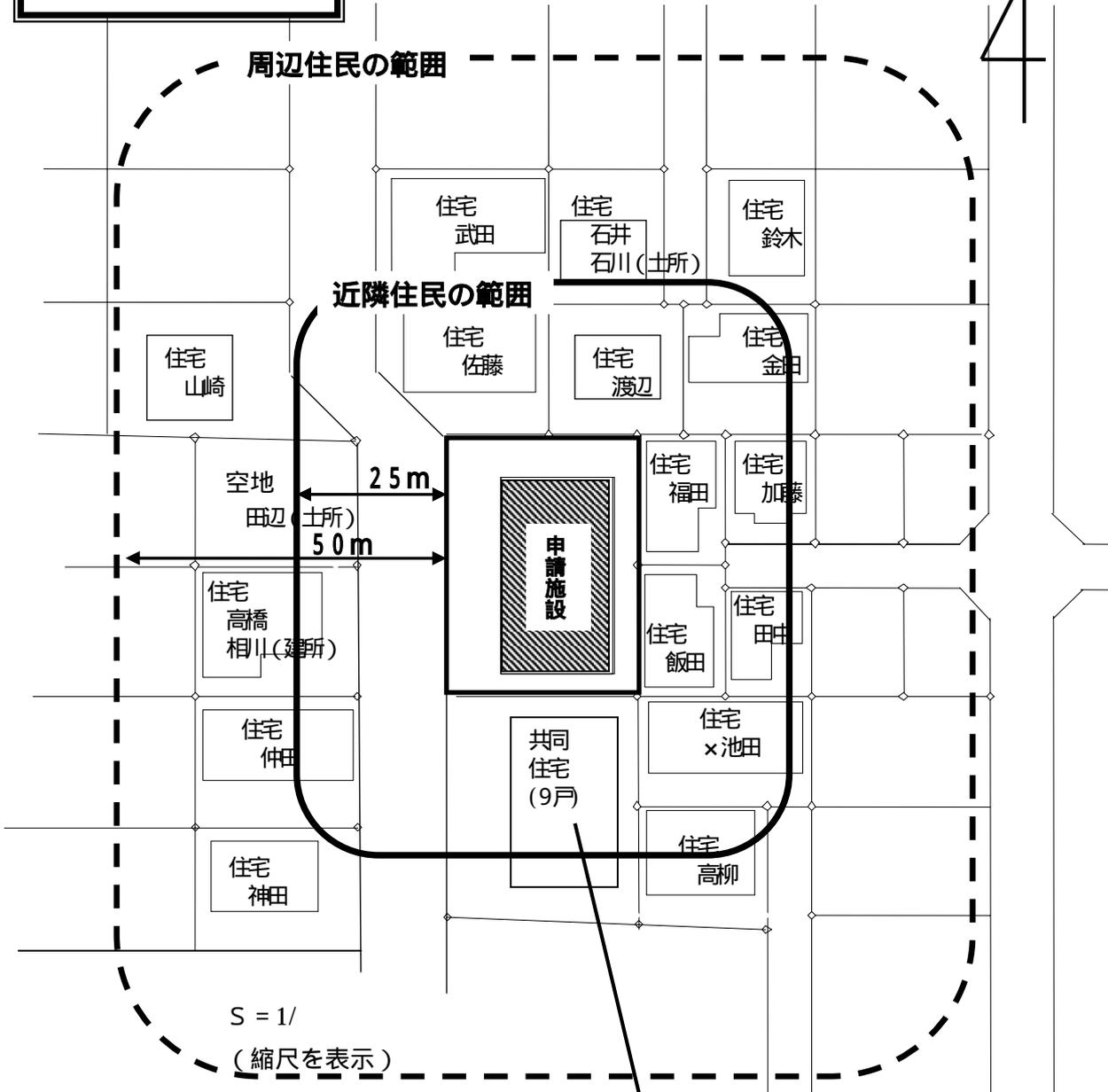
ばいじんと臭気指数の測定を定期的を実施すること。

) 埋葬施設等について

動物の死体を土中に葬る施設の設置でないこと。

敷地境界に接している土地(道路等を含む。)から墓石等が見通せない高さの樹木等を設けること。

付近状況図(例)



凡例

—	近隣住民の範囲
- -	周辺住民の範囲
	設置計画を了解した。
	設置計画を了解するに至らなかった。
×	不在等で説明できなかった。
(建)	建物所有者
(土)	土地所有者
注) 1軒の住宅で、居住者、建物所有者、土地所有者が別々の場合は、それぞれ明確に記入してください。	
注) 敷地の一部でも範囲の線にかかれば説明対象者となります。	

例) コーポ中央・部屋別説明結果(9戸)

301 永綿	302 江島	303 高端
201 末井	× 202 邑多	203 五東
101 斎藤	102 空室	× 103 植原